

第155回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和6年1月18日(木)午前10時00分
- 2 開会の日時 令和6年1月18日(木)午前9時43分
- 3 閉会の日時 令和6年1月18日(木)午前10時30分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9名 欠席 1名

	氏名	出欠の別		氏名	出欠の別
会長(1)	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者(7)	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	欠	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	10	雪本 泰嗣	出

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 原 始禧
 東区協議会長 岡崎 章二
 事務局 担当局長 佐古 和之 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 逢坂 篤之 主任 安立 麻以子

- 7 傍聴者 0名

- 8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (3) 転用事業計画変更承認申請について
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 (5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

別紙 (6) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について(令和5年8月締分)

- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
 (2) その他

9 議事録署名委員の氏名

3番 大森 勇二

9番 今東 徳雄

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第155回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

3番 ^{おおもり ゆうじ}大森 勇二 委員、9番 ^{こんどう とくお}今東 徳雄 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

逢坂 課長補佐 議案の訂正等があります。

「第155回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。

第1号議案 申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1ページ東区7番は、1月17日付けで取り下げとなりました。

第1号議案 申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請について、4ページ中区4番の譲受人氏名、共有名義「XXXXXXXXXX」を単独名義「XXXXXXXXXX」に訂正してください。

同じく5条申請について、5ページ東区13番の転用目的「露天資材置場」を「露天飼料置場及び露天駐車場」に訂正してください。これに伴い、本日、資料の差し替えをお配りしていますので、ご確認ください。

次に、連絡事項ですが、第1号議案 申請等(6)農業振興地域整備計画変更に関する意見(令和5年8月締分)について、10月に、ご担当地域に案件のある委員さんに資料提供をしましたが、その後、「東11」が案件追加となり、「瀬戸1」と「瀬戸2」が当初より番号が入れ替えとなっていますので、ご確認ください。

以上です。

議長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。まず、出席の委員さんが関係する案件27番を審議します。

(岡本 岩男 委員 退室)

議長 事務局から説明をお願いします。

逢坂 課長補佐 3ページ27番、増反による所有権移転です。受人は現在、約11.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 27番について、東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進 27番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。

委員 ます。引き続きのご審議をお願いします。
議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。
議長 それでは、申請等（１）の２７番の１件を許可と決定してよろしいか。
全員 よろしい。
議長 それでは、そのように決定します。

（岡本 岩男 委員 入室）

議長 次に、事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 １ページ１番、遺贈による所有権移転です。受人は現在、約１．７ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

２番、増反による所有権移転です。受人は現在、約１．１ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

３番、増反による所有権移転です。受人は現在、約１．７ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

４番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約５．９アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

５番、増反による所有権移転です。受人は現在、約１．５ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

６番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 １番から６番までの６件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

逢坂 1 ページ前回保留の7番は、取下げとなりました。

課長補佐 8番、9番は、譲受人が同一のため同時に説明します。いずれも増反による所有権移転です。受人は現在、約8.5アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、増反（受贈）による所有権移転です。受人は現在、約1.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ11番、増反による所有権移転です。受人は現在、約7.2アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、13番は、譲受人同士が同一農業経営体で、譲渡人が同一のため、併せて説明します。いずれも受贈による所有権移転です。

受人は現在、約2.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約8.3アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、増反による5年間の使用貸借権の設定です。受人は現在、約2.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、増反による所有権移転です。受人は現在、約9.5アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、増反による所有権移転です。受人は現在、約19.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、20番は、譲受人が同一のため同時に説明します。19番は増反（受贈）、20番は受贈（増反）による所有権移転です。受人は現在、約1.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ21番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

22番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。なお、瀬戸内市農業委員会への3条申請（新規農による所有権移転）については、1月17日付けで許可となっています。

23番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

24番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

25番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約24アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

28番、増反による所有権移転です。受人は現在、約19.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

29番、30番は、同時申請のため、併せて説明します。いずれも交換による所有権移転で、所有者を実際の耕作人に合わせることを目的とするものです

29番、受人は現在、約60アール耕作しており、非耕作地はありません。

30番、受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 取下げの7番及び27番を除く、8番から26番までと、28番から30番までの22件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は、7番、27番を除く1番から30番までの28件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 4ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は駐車場及び歯科医院で所有権を移転します。

受人は広島県福山市に事務所を置き、診療所を経営する法人です。歯科医院を開設するにあたり、駐車場のスペースが不足していたため、隣接地で一体利用できる申請地を取得し、駐車場及び歯科医院として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場に賃借権を設定します。現在一時転用中の案件です。

受人は中区長利で自動車販売業を営む法人ですが、業務拡張による展示車両の増大により駐車場が不足したため、令和3年2月18日付で、農地法第5条一時転用許可を受けています。現在まで露天駐車場として使用していますが、許可期間の満了に伴い引き続き露天駐車場として使用するため永久転用許可を受けるものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は

露天駐車場及び露天資材置場で所有権を移転します。

受人は中区沖元で農業機械販売業を営む法人ですが、事業拡大により既存の駐車場及び資材置場が不足したため、隣接地で一体利用できる申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、5番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

4番、受人は現在、中区山崎の借家に家族3人で居住していますが、家財道具の増加で手狭となったため、妻の実家に近く、夫婦それぞれの勤務先へもアクセスしやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は現在、東区西大寺川口の実家に、母と姉、受人夫婦と子ども2人の6人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、受人の勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には、引き続き、母と姉が居住します。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場で所有権を移転します。

受人は中区倉益で設備工事業を営む法人ですが、事業拡大により既存の駐車場及び資材置場が不足したため、隣接地で一体利用できる申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長
原推進
委員
議長
全員
議長
逢坂
課長補佐

中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告お願いします。

1番から6番までの6件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

4ページ7番、5ページ11番、12番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転

用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

7番、受人は現在、総社市清音柿木^{きよねかきのき}の母所有の自宅に母と2人で居住していますが、東区宍甘への通勤が遠方で時間を要し不便であるため、勤務先に近く通勤時間が大幅に短縮され利便性の高い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には、引き続き、母が居住します。

11番、受人は現在、東区富士見町一丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具の増加で手狭となったため、夫婦それぞれの勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、受人は現在、北区野田四丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具の増加で手狭となったため、夫の勤務先に近く通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4ページ8番、令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、東区瀬戸町瀬戸の借家に家族3人で居住していますが、家財道具の増加で手狭となったため、実家に隣接し、子育ての協力を得られやすく、将来、実家の農業を手伝いしやすい母所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、10番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

9番、受人は現在、東区益野町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具の増加で手狭となったため、夫の実家に近く、将来、両親の面倒を看ることができ、夫の勤務先へも交通至便な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は現在、中区福泊の持ち家に夫婦で居住していますが、建物の老朽化に伴い日常生活に不便を感じ、夫婦の通勤面においても不便であるため、妻の実家に近く、将来、両親の面倒を看ることができ、夫婦それぞれの勤務先へも交通至便な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、持ち家は、新居完成後に売却予定です。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5ページ13番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断

され、転用目的は露天飼料置場^{しりょう}及び露天駐車場^{しりょう}で所有権を移転します。

受人は東区松新町に本社を置き、家畜飼料^{かちくしりょう}を畜産農家^{ちくさん}へ配送することを業務とする運送業を営む法人です。

事業拡大に伴い、中区海吉の既存の事業所では、飼料置場及び大型トラック等の駐車場が不足しているため、現事業所から比較的近く業務効率が上がり、運送業務上、県外各地の配送先へのアクセスがよい国道沿いの申請地に、露天飼料置場及び露天駐車場を設置しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、飼料置場及び大型トラック5台、普通自動車12台 計17台分の駐車場とする計画から妥当な面積と判断されます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 7番から13番までの7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は、1番から13番までの13件を許可と決定してよろしいか。

全委員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

なお、13番は転用面積が3000平方メートルを超えていますので、1月29日の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等(3) 転用事業計画変更承認申請について審議します。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 6ページ1番から3番までは、関連する案件ですので、同時に説明します。

いずれも令和5年2月20日付で農地法第5条転用許可済みの案件で、当初の転用目的は露天資材置場です。建築資材の輸入規制及び高騰により先行きの見えない状況となったため、当該地の一部を売却しようとするものです。

1番、受人は現在、南区洲崎の妻の実家に、両親と姉、受入夫婦と子ども1人の6人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、夫の実家に近く、勤務先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には、引き続き、両親と姉が居住します。

2番、受人は現在、中区江並の借家に家族5人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、夫の実家に近く、妻の勤務先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、当該地の一部を売却した残りの面積については、引き続き、露天資材置場

として使用するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 1番から3番までの3件について審議した結果、事務局の説明のとおり承認意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
ありません。

議長 それでは、申請等(3)は、1番から3番までの3件を承認と決定してよろしいか。
よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(4)岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について(所有権の移転)を審議します。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 申請等(4)(所有権の移転)については、東区分で7ページ1番から5番までの5件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも農地の所有者から財団への所有権移転です。中区の案件はありません。

計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について(所有権の移転)は、原案のとおり決定とします。

次に、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

安立主任 申請等(5)については、8ページ1番から9ページ10番までの10件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は、所有権が9件、賃借権が1件で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、1番から10番までの10件を受理と決定します。

次に、別紙の申請等(6)農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

逢 坂 別紙第1号議案 申請等(6) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
課長補佐 説明します。令和5年8月とりまとめ分で、内容についてはご覧のとおりです。委員さんからご意見をいただき、現地確認や農林水産課と協議を行った結果、すべての案件について変更計画案がまとまり、農林水産課から最終の意見照会がありました。各地区協議会でご審議いただいた結果、変更計画案は適当であるとの意見となっています。以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(6)については、原案は適当であるとの意見でよろしいですか。

全 員 よろしい。

議 長 それではそのように決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

安立主任 報告(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、10ページ1番から7番までの7件で、転用目的は、露天駐車場2件、敷地拡張1件、貸露天駐車場1件、自己宅地の拡張1件、宅地進入路1件、住宅地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、11ページ1番から6番までの6件で、転用目的は、住宅用地1件、分譲住宅地2件、露天駐車場2件、自己専用住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、12ページ1番から13ページ13番までの13件です。解約理由は、耕作目的が12件、転用目的が1件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4) 農地改良届については、14ページ1番から3番までの3件で、内容は普通野菜畑2件、果樹園1件です。以上です。

議 長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地関係申請等は終了します。

続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

(1) 連絡事項

① 農業委員・農地利用最適化推進委員 アンケート調査

(農地集積等の農地利用最適化活動実態調査)

② 利用意向調査リスト等の配付について

③ 令和5年「源泉徴収票」の交付について

④ 北長瀬コミュニティフリッジ開設3周年 感謝式のご案内

⑤ 令和6年度協議会総会開催予定について

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

代理人 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時30分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員